

閱 覧 用

## 令和 3 年第 3 回定例市議会提出議案

( 予 算 案 を 除 く 。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
1 5	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度藤井寺市一般会計補正予算（第6号））	1
1 6	令和2年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	2
1 7	令和2年度藤井寺市資金不足比率の報告について	3
1 8	令和2年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書の報告について	4
1 9	令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の訂正について	6
	(認 定)	
1	令和2年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	8
2	令和2年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について	9
3	令和2年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 0
4	令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 1
5	令和2年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 2
6	令和2年度藤井寺市水道事業会計決算認定について	1 3
7	令和2年度藤井寺市病院事業会計決算認定について	1 4
8	令和2年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について	1 5
	(議 案)	
4 3	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	1 6
4 4	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	1 9
4 5	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2 1

このほかの提出議案

議案番号 46 令和3年度藤井寺市一般会計補正予算（第7号）について

47 令和3年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

48 令和3年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ  
いて

49 令和3年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第1号）について

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第6号））

令和3年度藤井寺市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第16号

令和2年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.84)	— (17.84)	1.3 (25.0)	71.9 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第17号

令和2年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

報告第18号

令和2年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書の報告について  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定  
により、令和2年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和2年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年	全体計画					実績					比較							
				年割額	左の財源内訳				支払義務発生額	左の財源内訳				年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳						
					企業債	損留保	益勸定	金交		・府	一	般	会		計	金	金	金	金		
1.	資	1. 建設的支出費	平成28	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			平成29	337,672,000	250,000,000	12,833,000	10,800,000	39,100,000	24,939,000	331,958,585	250,000,000	7,469,060	10,800,000	39,100,000	24,589,525	5,713,415	0	5,363,940	0	0	349,475
			平成30	176,750,000	150,000,000	9,587,000	945,000	3,200,000	13,018,000	176,003,928	150,000,000	8,821,600	945,000	3,200,000	13,037,328	746,072	0	765,400	0	0	△ 19,328
			令和元	645,080,000	450,000,000	104,439,000	11,232,000	31,700,000	47,709,000	572,637,387	450,000,000	37,001,970	11,232,000	31,700,000	42,703,417	72,442,613	0	67,437,030	0	0	5,005,583
			令和2	396,321,000	100,000,000	264,542,000	0	0	31,779,000	386,457,872	100,000,000	255,601,320	0	0	30,856,552	9,863,128	0	8,940,680	0	0	922,448
			計	1,597,207,000	950,000,000	429,778,000	22,977,000	74,000,000	120,452,000	1,508,402,975	950,000,000	347,233,072	22,977,000	74,000,000	114,192,903	88,804,025	0	82,544,928	0	0	6,259,097

款	項	事業名	年	全体計画					実績					比較								
				年割額	左の財源内訳				支払義務発生額	左の財源内訳				年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳							
					企業債	損留保	益勸定	金交		・府	一	般	会		計	金	金	金	金			
1.	資	1. 建設的支出費	平成30	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			令和元	233,223,000	120,000,000	94,069,000	19,154,000	204,689,433	120,000,000	67,658,202	17,031,231	28,533,567	0	26,410,798	2,122,769							
			令和2	372,055,000	200,000,000	141,077,000	30,978,000	342,451,587	200,000,000	113,578,698	28,872,889	29,603,413	0	27,498,302	2,105,111							
			計	651,636,000	320,000,000	278,593,000	53,043,000	577,846,094	320,000,000	209,926,816	47,919,278	73,789,906	0	68,666,184	5,123,722							

報告第19号

令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算  
書の訂正について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、  
令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとお  
り報告する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	繰入金	
			円	円	円	円	円	円
1. 総務費	2. 徴収費	市税等システムキャッシュレス決済等対応業務	5,192,000	5,192,000	0	0	5,192,000	0
1. 総務費	2. 徴収費	収納に係るスキャンテスト業務	411,000	411,000	0	0	411,000	0
合 計			5,603,000	5,603,000	0	0	5,603,000	0

認定第1号

令和2年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第2号

令和2年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第3号

令和2年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第4号

令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第5号

令和2年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第6号

令和2年度藤井寺市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度藤井寺市水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第7号

令和2年度藤井寺市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度藤井寺市病院事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第8号

令和2年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度藤井寺市公共下水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 4 3 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会を設置するとともに、当該委員会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	市立藤井寺市民病院医療倫理委員会	市民病院において行う医療行為及び臨床的研究についての倫理的観点からの審議に関する事務
----	------------------	--

」

を

「

市長	市立藤井寺市民病院医療倫理委員会	市民病院において行う医療行為及び臨床的研究についての倫理的観点からの審議に関する事務
市長	市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会	市立藤井寺市民病院改革プランの実施状況の点検及び評価についての調査審議に関する事務

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員	日額	9,500円
--------------------------	----	--------

」

を

「

健康増進計画・食育推進計画策定委員会 委員	日額	9,500円
市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員 会委員	日額	9,500円

」

に改める。

議案第 4 4 号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 3 年 1 2 月 1 日からコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスを開始するに当たり、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を使用した印鑑登録証明書の交付手続に係る規定を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例

藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第13条 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録されている利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で有効なものに限る。）を利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

議案第 4 5 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 2 1 号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部が改正され、放課後児童支援員認定資格研修について、中核市の長も実施できることとなったことに伴い、本条例においても同様の改正を行うとともに所要の文言修正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

第11条第3項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加え、「修了した者」を「修了したもの」に改め、同項第3号中「従事した者」を「従事したもの」に改め、同項第9号中「認めた者」を「認めたもの」に改め、同条第5項ただし書中「補助者」を「補助員」に改める。

第18条第3項中「法律45号」を「法律第45号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

